様式第２号（第４条関係）

被災宅地危険度判定士　資格要件申告書

　わたくしは、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第１号に定める資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 該当する資格要件 | → |  |  |
|
|

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裏面から該当する要件の記号を記入する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面記載のア～クのいずれか）

　　申告年月日　　　年　　月　　日

和 歌 山 県 知 事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申告者氏名

様式第２号（第４条関係）

**該当する資格要件**

　　　　　　　　　　　　　　該当するものいずれか１つの記号を表面 □ に記入し、指定された証明書を添付する。

|  |
| --- |
| ア　大学院等在学経験者 ：宅造告示１号、都計告示３８第１号該当　大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者 |
| 必要な添付書類　　　　　 | 卒業証明書又は在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加）実務経験証明書（様式第３号） |
|  |  |
| イ　大学卒業者 ：盛土規制令第２２条第１号、都計規則第１９条第１号イ該当　大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者 |
| 必要な添付書類　　　　　 | 卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）実務経験証明書(様式第３号） |
|  |
| ウ　３年課程の短期大学卒業者 ：盛土規制令第２２条第２号、都計規則第１９条第１号ロ該当　短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者 |
| 必要な添付書類　　　　　 | 卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）実務経験証明書(様式第３号） |
|  |
| エ　短期大学、高等専門学校卒業者 ：盛土規制令第２２条第３号、都計規則第１９条第１号ハ該当　前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者 |
| 必要な添付書類　　　　　 | 卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）実務経験証明書（様式第３号 |
|  |
| オ　高等学校卒業者 ：盛土規制令第２２条第４号、都計規則第１９条第１号ニ該当　高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者 |
| 必要な添付書類　　　　　 | 卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）実務経験証明書(様式第３号） |
|  |
| カ　認定講習会修了者 ：宅造告示第４号、都計告示３８第２号該当　土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を終了した者 |
| 必要な添付書類　　　　　 | 認定講習会修了証の写し実務経験証明書（様式第３号） |
|  |
| 指定の国家資格を有する者キ　技術士 ：宅造告示第２号、都計規則第１９条第１号ホ（都計告示３９）該当　技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者 |
| 必要な添付書類　　　　　 | 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書実務経験証明書（技術部門を建設部門とする場合は、不要） |
| ク　一級建築士 ：宅造告示第３号、都計規則第１９条第１号へ該当　一級建築士の資格を有する者 |
|
| 必要な添付書類　　　　　 | 一級建築士登録証の写し |

注）この面で「盛土規制令」とあるのは、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和３７年３月２９日付 建設省告示第１００５号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示３８」とあるのは、「昭和４５年１月１２日付 建設省告示第３８号」を、「都計告示３９」とあるのは、「昭和４５年１月１２日付 建設省告示第３９号」を表す。